

令和9年度 こども園入園申込案内詳細

1. はじめに

保育所等は保護者の就労などにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である方が利用できる施設です。

幼児教育や集団生活を経験させること、友達を作ることをのみを目的とする場合は、入所できません。

※近年の保育ニーズの高まりによる入所希望者の増加や、申し込みをされても入所できる児童数には限りがあることから、ご希望の施設へ入園、転園が出来ない場合があります。あらかじめご了承ください。

2. 保育所等を利用できる方

小学校就学前のお子さまの保護者で、保育を必要と認められる方の事由及び入所可能期間は、次のとおりです。

保護者の状況	入所可能期間
(1) ひと月において月64時間以上働いている	最長、就学前まで
(2) 妊娠中または出産後の休養が必要である	産前産後各8週間
(3) 病気やケガ、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
(4) 親族を介護または看護している (診断書等証明必要)	介護または看護を必要としなくなるまで
(5) 災害の復旧に当たっている(震災、火災、風水害等)	災害復旧まで
(6) 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている	3か月以内
(7) 前各号に掲げられたものの他、前各号に類すると町長が認める場合	町長が認める期間

※育児休業中でもお申し込みできますが、入所した月の翌月までに復職することが必要です。
また、復職後すみやかに「就労証明書」をご提出していただきます。

令和9年度 こども園入園申込案内詳細

3. 支給認定について

平成27年4月から、『子ども・子育て支援新制度』がはじまりました。これにあたり、認可保育所等を利用する方は支給認定と入所申込み手続きが必要になります。支給認定の申請に基づき、町から支給認定通知書が交付されます。

(1) 3つの認定区分

支給認定は3つの認定区分に分けられ、詳細は以下のとおりです。

◆ 1号認定教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

- [主な利用先]幼稚園

◆ 2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

- [主な利用先]保育所

◆ 3号認定満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

- [主な利用先]保育所

(2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。

「保育標準時間」認定 (主にフルタイム就労の方) ※就労時間には通勤時間も含まれます

「保育標準時間」に認定された方の施設利用可能時間は11時間です。

保育を必要とする事由が保護者の就労の場合、月120時間以上で認定されます。

「保育短時間」認定 (主にパートタイム就労の方)

「保育短時間」に認定された方の施設利用可能時間は8時間です。

保育を必要とする事由が保護者の就労の場合、月64時間以上、月120時間未満で認定されます。

※保育時間を超えた場合は、延長保育料金を徴収することがあります。